

新潟県電子納品実施要領

1 新潟県電子納品実施要領の取り扱い

新潟県電子納品実施要領（以下「本要領」という。）は、新潟県土木部、交通政策局、農地部ならびに農林水産部（以下「新潟県」という。）が発注する工事および業務委託において、新潟県 CALS システムを利用し、電子納品を行う際の基本事項について取りまとめたものである。

なお、営繕（建築）工事以外の電子納品に係る詳細な事項（電子納品対象書類、電子納品物の作成・提出、電子納品物の検査等）については、別途県が公開する「電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」（以下、「工事ガイドライン」という。）および「電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【業務委託編】」（以下、「業務ガイドライン」という。）によるものとする。

2 電子納品の定義

本要領における電子納品とは、「調査、設計、工事など各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、本要領に定めのあるものを除き、原則として下表に示す国土交通省等が制定・策定した各電子納品要領（案）等により作成されたものを指す。

表 2-1 電子納品要領（案）等

＜工事および業務委託共通の要領・基準（案）＞		
要領・基準名	策定年月	策定
デジタル写真管理情報基準（案）	平成 20 年 5 月	国土交通省
CAD 製図基準（案）※ ¹	平成 20 年 5 月	
建築 CAD 図面作成要領（案）	平成 14 年 11 月	
地質・土質調査成果電子納品要領（案）	平成 20 年 12 月	
＜工事における要領・基準（案）＞		
要領・基準名	策定（発行）年月	策定（発行）
工事完成図書の電子納品要領（案）	平成 20 年 5 月	国土交通省
営繕工事電子納品要領（案）※ ²	平成 14 年 11 月	
工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築編）	平成 10 年 5 月	（社）公共建築協会
工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築設備編）	平成 10 年 5 月	
＜業務委託における要領・基準（案）＞		
要領・基準名	策定年月	策定
測量成果電子納品要領（案）	平成 20 年 12 月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領（案）	平成 20 年 5 月	
建築設計業務等電子納品要領（案）	平成 14 年 11 月	

（注）※¹ 農業土木工事・業務委託の場合は、農林水産省農村振興局が策定した「電子化図面データの作成要領（案）（H17.4）」を準拠している箇所がある。

※² 営繕工事電子納品要領（案）による納品については、CALS システムで未対応であるため、納品時のフォルダ構成は工事完成図書の電子納品要領（案）に準じることとし、各書類の納品先フォルダ名等は別表によるものとする。

なお、新潟県 CALS システムの対応状況により、現時点で必ずしも最新の各要領（案）等でないものがあるが、新潟県 CALS システムで対応した時点で、準拠する当該要領（案）等を最新版に変更することがある。また、各電子納品要領（案）は、「工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築編）」および「工事写真の撮り方 改訂第 2 版（建築設備編）」を除き、国土交通省ホームページよりダウンロードして入手することができる。

<http://www.cals-ed.go.jp/>

3 電子納品対象書類

電子納品の対象とする書類は、表3-1に示す仕様書において規定する成果品のうち、表3-2、表3-3に定めるものとし、工事および業務委託において、別途特記仕様書（以下、農業土木工事・農地部関係業務は特別仕様書と読み替える。）にて示すものとする。また、表3-1に示す仕様書に基づかない一部業務委託の電子納品については、各業務委託独自の仕様書によるものとする。

なお、電子納品物対象書類、電子化文書の押印の取扱い、電子納品物作成ソフトウェアおよびファイル形式等、電子納品物の格納フォルダ、納品時の取扱い、検査時の取扱い等については、工事ガイドラインおよび業務ガイドラインに基づき、契約後の受発注者による事前協議にて、その詳細を定めるものとする。

また、営繕（建築）工事については、表3-2に係わらず、新潟県CALSシステムで交換された書類（打合せ簿等）、写真、参考図が納品物として存在する場合は電子納品を必須とし、それ以外の納品物については、契約後の受発注者協議により定めるものとする。

表3-1 成果品を規定する仕様書

種 別	仕様書名称	監修等
土木工事	新潟県土木工事標準仕様書	新潟県土木部
港湾工事	新潟県港湾工事標準仕様書	新潟県交通政策局
漁港、漁場工事	新潟県漁港漁場関係工事標準仕様書	新潟県農林水産部
農業土木工事	農業土木工事標準仕様書	新潟県農地部
林業土木工事	新潟県林業土木工事標準仕様書	新潟県農林水産部
土木・漁港・漁場関係業務	測量・設計・調査業務委託標準仕様書	新潟県土木部
港湾関係	港湾測量・調査・設計業務標準仕様書	新潟県交通政策局
農地部関係業務	調査・測量・設計業務共通仕様書	新潟県農地部
農林水産部関係業務 （治山・林道）	新潟県林業土木業務委託標準仕様書	新潟県農林水産部
営繕工事	営繕工事電子納品要領（案）に記載された仕様書および工事運行マニュアル	国土交通省および 新潟県土木部都市局
建築（設備）設計業務	建築設計業務等電子納品要領（案）に記載された仕様書および建築（設備）工事設計委託仕様書	国土交通省および 新潟県土木部都市局

表3-2 電子納品対象書類【工事】

<p>【必須】 新潟県 CALS システムで交換された書類（打合せ簿等）、写真、参考図、再生資源利用（促進）計画書^{※1}、再生資源利用（促進）実施書^{※1} ※1 CREDAS 入力システムで作成される圧縮データに加えて、PDF データの電子納品も必須とする。</p> <p>【条件付き必須】 施工計画書、出来型管理資料（一部^{※2}）、品質管理資料（一部^{※2}） ※2 「測定結果総括表」・「測定結果一覧表」・「出来型・品質管理図」・「出来型・品質管理図表」はオリジナルファイルが一太郎、WORD・EXCEL の場合のみ必須とする。 （林業土木工事においては、測定結果総括表及び測定結果一覧表の紙・電子納品とも任意とする。）</p> <p>【任意】 完成図、施工体制台帳、施工体系図、その他書類 （品質証明書、ミルシート等、紙や物品としてしかないものは紙納品）</p>
<p>【凡例】</p> <p>○必 須：条件等によらず、電子納品を必須とする書類</p> <p>○条件付き必須：条件により電子納品を必須とする書類 ※条件については、各書類により異なるため、工事ガイドラインを参照。</p> <p>○任 意：原則として、受注者の任意で電子納品する書類</p>

表 3-3 電子納品対象書類【業務委託】

<p>【必須】 新潟県 CALS システムで交換された書類（打合せ簿）、報告書、図面、写真、地質データ</p> <p>【条件付き必須】 測量データ（スキャナでイメージ化しなければ電子化不可能な書類以外を【必須】とする）</p>
<p>【凡例】</p> <p>○必須 須：条件等によらず、電子納品を必須とする書類</p> <p>○条件付き必須：条件により電子納品を必須とする書類 ※条件については、各書類により異なるため、業務ガイドラインを参照。</p>

4 電子データのファイル形式

①完成図・写真・参考図以外

電子データのファイル形式の決定にあたっては、受発注者双方が確実に作成、確認出来るようにする。（ジャストシステム—太郎 2006 以降、マイクロソフトワード 2003 以降、マイクロソフトエクセル 2003 以降、アドビアクロバット 8.0 以降）

※詳細は工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照。

②写真・参考図

写真データおよび参考図のファイル形式については、JPEG 形式として、参考図は TIFF (G4) または PDF 形式でもよいものとする。なお、撮影頻度、撮影方法、写真の色彩、ファイル形式（詳細）、写真の編集、有効画素数の設定等について留意すべき事項が多数あるため、工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照すること。

③完成図

1) 工事

原則として発注時に図面を電子データ（CAD データ）で提供された場合は、図面の電子納品を行うものとし、紙図面を提供された場合は、図面の電子納品は、受注者の任意とする。

なお、受注者の任意で電子納品する場合、完成図のデータ内容が「CAD 製図基準（案）および建築 CAD 図面作成要領（案）」（以下、「CAD 製図基準（案）等」という）に準じなくてもよい。

2) 測量業務委託

原則として測量成果電子納品要領（案）に準拠する。

製品仕様書が存在しない場合の電子納品は、製品仕様書、XML スキーマ、コードリスト、品質評価書、メタデータを納品対象外とし、測量成果電子納品要領内で JP GIS 準拠形式で納品する図面等については、測量成果電子納品要領で規定する協議の形式により標準図式データファイル（拡張 DM）、SXF*または PDF により納品を行う。

測量情報管理ファイルの製品仕様書名、製品仕様書ファイルには、新潟県公共測量作業規程（全 1 項、PDF 形式「SAGYOUKITEI」）をあてるものとする。

また、アナログ手法により図面を作成する測量手法を用いて成果を作成する図面は、電子納品の対象外とする。詳細は測量成果電子納品要領（案）および国土交通省策定の電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】（H18.9 版）を参照すること。

上記ガイドラインは、下記 URL にて入手可能。

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/download/denshinouhin/index.htm>

3) その他業務委託

図面が成果品として存在する場合は、SXF（SFC）形式で納品するものとする。

なお、地質・土質調査業務委託において、CAD 化が困難な手書き図面等については、設計段階以降での利用頻度を考慮して、納品方法（紙、画像データ、CAD データ）について、ファイル形式も含めて、契約後の受発注者協議にて定めるものとする。

*Scadec data eXchange Format の略で、異なる CAD ソフト間でのデータ交換を目的に、仕様の普遍性も考慮したうえで、国際規格に準拠した CAD データ交換標準として開発された CAD データ仕様。SXF には SFC と P21 の 2 種類の形式がある。

5 電子納品物のチェック

新潟県CALSシステムに電子納品物を一括取込することにより、電子納品物を作成する場合（電子納品作成支援ソフトを利用する場合）は、予め国土交通省国土技術政策総合研究所が公表している「電子納品チェックシステム」を利用してチェックを行ったうえ、電子納品物を一括取込すること。ただし、新潟県と国土交通省で要領が異なる部分があるためエラーが発生する場合がありますので、詳細は工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照のこと。

「電子納品チェックシステム」は下記URLにて入手可能。

<http://www.cals-ed.go.jp/>

6 提出形態および部数

提出形態および提出部数は、各発注工事および業務委託で別途特記仕様書に明示する。

なお、提出するCD-Rは、受注者が新潟県CALSシステムから電子納品データを一括ダウンロードし、ダウンロード後の圧縮データを解凍（展開）のうえCD-Rに書き込んで作成する。また、作成後のCD-Rに対して、最新のウィルス定義（パターン）ファイルを適用したウィルス対策ソフトによりウィルスチェックを行うこととし、CD-R表面にはウィルスチェックに関する情報として、使用した「ウィルス対策ソフト名」、「ウィルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記することとする。

※詳細は工事ガイドラインおよび業務ガイドラインを参照。

※写真データについてCALSシステムを介さない場合の納品物の作成方法は工事ガイドラインを参照。

7 新潟県 CALS システムの利用

電子納品の実施に際しては、インターネットを使用し、新潟県 CALS システムを利用しなければならない。ただし、工事における工事写真帳データについては、CALS システムを介して納品するかどうかは受注者の任意とし、ネガデータについては、CALS システムの経由は不要である。

なお、新潟県 CALS システムの利用料およびその支払については別途特記仕様書に明示する。

受注者は、インターネットに接続できる環境と機器を用意し、受発注者間協議を行う際は新潟県 CALS システムの電子協議システムを用い、協議に用いた書類を電子納品するものとする。

新潟県 CALS システムのアドレスは <http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/> である。

8 特記仕様書における条件明示および積算

電子納品を実施する工事および業務委託においては、特記仕様書にて本要領、工事ガイドラインおよび業務ガイドラインに従い電子納品を実施する旨を明示するものとする。なお、電子納品に係わる費用は下記のとおりとし、歩掛かり等の割増は行わないが、新潟県 CALS システムの利用料については別途積上げ計上するものとする。

○工事においては現行の共通仮設費率で対応する。

○測量業務においては現行の諸経費率で対応する。

○地質調査業務及び設計業務委託に関して、土木部は、電子成果品作成費を計上する。

農地部においては現行の諸経費率で対応する。

農林水産部は現行の「報告書作成費（印刷製本費）」を「電子成果品等作成費」と読み替えることにより対応する。

○交通政策局においては、全ての業務委託において、業務成果品費として計上する。

付則（平成 26 年 3 月 27 日制定）

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。